

議案第 3 号

令和 7 年度の財政融資資金の融通条件の改定

令和 7 年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和 7 年度の財政融資資金の融通条件（令和 6 年 1 2 月 2 6 日決定）を下記のように改め、令和 7 年度特別会計補正予算（特第 1 号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

1. 記 6 株式会社国際協力銀行に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、外貨貸付のための外貨の調達に係る貸付けについては、7 年以内（満期一括償還）、10 年以内（満期一括償還）、15 年以内（満期一括償還）又は 20 年以内（満期一括償還）とし、令和 7 年度における貸付けのうち 17,733 億円については、5 年（満期一括償還）とすることができる。

2. 記11 独立行政法人福祉医療機構に対する貸付けイただし書中（ハ）を次のとおり改める。

（ハ）令和 7 年度における貸付けのうち 2,892 億円については、10 年以内（1 年以内の据置期間を含む。）、1,437 億円については、30 年以内（2 年以内の据置期間を含む。）、102 億円については、39 年以内（2 年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

3. 記16 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する貸付けイー（ハ）ー（ii）を次のとおり改める。

（ii）物流出融資に係る貸付けについては、5 年

ただし、令和 7 年度における貸付けのうち 95 億円については、10 年以内（3 年以内の据置期間を含む。）、50 億円については、20 年以内

4. 記25を記26とし、記24を記25とし、記23の次に次のとおり追加する。

24 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターに対する貸付け
償還期限 10 年以内